

# 石川県警察用船舶の管理に関する訓令

昭和 5 1 年 7 月 1 日  
石川県警察本部訓令第 8 号

改正 平成 3 年 3 月 3 1 日警察本部訓令第 8 号  
平成 4 年 6 月 3 0 日警察本部訓令第 1 3 号

〔石川県警察用舟艇の管理に関する訓令〕を次のように定める。

## 石川県警察用船舶の管理に関する訓令

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）
- 第 2 章 航行統制（第 8 条 - 第 1 1 条）
- 第 3 章 保全（第 1 2 条 - 第 1 5 条）
- 第 4 章 点検及び整備（第 1 6 条 - 第 1 9 条）
- 第 5 章 監査及び教養指導（第 2 0 条、第 2 1 条）
- 第 6 章 備付簿冊及び報告（第 2 2 条 - 第 2 8 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

第 1 条 この訓令は、警察用船舶の管理を適正にし、常にその機能を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この訓令において、警察用船舶（以下「船舶」という。）とは、石川県警察に所属する船舶をいう。ただし、船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）第 2 条第 2 項に定める船舶を除く。

（船舶配置）

第 3 条 船舶の配置は、海上に関係のある犯罪の発生状況、海難事故その他治安状況などを考慮して必要な所属へ配置するものとする。

（船舶管理）

第 4 条 この訓令において、船舶管理とは、次に掲げる事項をいう。

- 1 船舶の点検及び整備
- 2 船舶に付属する船具及び装備品の管理
- 3 船舶の使用及び広域運用の調整
- 4 船舶係留施設の管理
- 5 船舶燃料の規正
- 6 その他船舶の管理上必要と認める事項

(管理責任者)

第5条 警務部長を船舶管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。

2 管理責任者は、所属長を指揮監督し、船舶管理について全般の責任を負うものとする。

(使用責任者)

第6条 船舶の配置を受けた所属長を船舶使用責任者(以下「使用責任者」という。)とする。

2 使用責任者は、船舶管理について直接の責任を負うものとする。

(広域運用調整者)

第6条の2 地域課長を船舶広域運用調整者(以下「広域運用調整者」という。)とする。

2 広域運用調整者は、広域運用について連絡調整の責任を負うものとする。

(船舶乗組員)

第7条 使用責任者は、所属職員で船舶職員法(昭和26年法律第149号に定める資格を有する者の中から、配置された船舶の乗組員を指定しておかなければならない。

2 乗組員は、船舶の性能を熟知し、常に点検、整備を励行し、航行の安全と船舶の安全について責任を負うものとする。

## 第2章 航行統制

(航行区域)

第8条 船舶の航行区域は、原則として当該船舶検査証書に記載された航行区域内とし、みだりに他の海域を航行してはならない。ただし、広域運用の場合はこの限りではない。

(船舶の航行)

第9条 船舶は、使用責任者の許可がなければ航行してはならない。

2 前項の許可は、海象、気象の状況その他の諸条件から総合的に判断して、航行の安全を期し難いと認めた場合は許可しないものとする。

(船舶の応援)

第10条 所属長は、船舶の応援を必要と認めるときは、次の事項の書面を広域運用調整者を經由し、管理責任者及びその他使用責任者に要請しなければならない。

1 用務の種別及び概要

2 使用年月日及び時間

3 航行区域

4 乗船人員及び乗船責任者

5 船舶乗組員の要否

6 その他必要と認める事項

2 船舶の応援派遣を受けた所属長は、その使用期間中、当該船舶管理について直

接責任を負うものとする。

(緊急事態等の使用統制)

第11条 管理責任者は、治安上緊急を要する場合広域運用又は海上警備訓練その他必要があると認めるときは、第9条及び第10条の規程にかかわらず船舶の使用を統制することができる。

第3章 保全

(係留)

第12条 船舶は、使用しないときは必ず所定の場所に係留又は格納しなければならない。

(退避)

第13条 海象、気象その他の事情により船舶の保全上必要と認めるときは、前条の定めにかかわらず他の安全な場所に退避させなければならない。

(離船時の措置)

第14条 乗組員は、離船するときは、係留及び船室の施錠を確実にを行い、盗難予防その他について適切な措置を講じなければならない。

(船舶当直等)

第15条 次の各号に該当する場合は、必要に応じ船舶当直員又は船舶監視員をおかななければならない。

1 基地港以外において停泊するとき。

2 海象、気象その他の事情により、退避しなければならないと予測されるとき。

3 前各号のほか、使用責任者が必要と認めたとき。

2 当直員又は監視員は、火気に注意し船内の異常の有無を確かめ、海象、気象の変化に留意し必要な措置を講じなければならない。

第4章 点検及び整備

(船舶の点検)

第16条 使用責任者は毎月1回以上、乗組員は使用の前後及びその他機会あるごとに別表の船舶点検基準等により、機関、船体及び装備品の点検を行わなければならない。

(通常整備)

第17条 管理責任者は、年間計画に基づき、使用責任者に対し整備保全を命ずるものとする。

(臨時整備)

第18条 使用責任者は、機関の故障、船体の損耗及び損傷等により、臨時に船舶の整備を行う必要があるときは、別記様式第1号により管理責任者に申請しなければならない。

2 前項の申請を受けた管理責任者は、その状況を調査したうえ整備を行い又は使用責任者に対し整備を命ずるものとする。

( 定期整備 )

第 19 条 船舶安全法に定める定期検査に必要な整備は、船舶検査証書の有効期間満了前に行い、中間検査に必要な整備は、指定された期日前に行わなければならない。

2 前項の整備は、管理責任者が状況を調査したうえこれを行い又は使用責任者に対し整備を命ずるものとする。

第 5 章 監査及び教養指導

( 船舶監査 )

第 20 条 管理責任者は、年 1 回日を定めて次のことについて船舶の監査を行わなければならない。

- 1 船舶の点検整備状況
- 2 燃料の管理状況
- 3 備付船具の保全状況
- 4 関係簿冊の整理状況
- 5 その他必要な事項

( 教養指導 )

第 21 条 管理責任者及び使用責任者は、船舶の使用、保全、燃料の節約、海事関係法令等に関する知識及び技能の向上を図るため、関係者の教養指導につとめなければならない。

第 6 章 備付簿冊及び報告

( 船舶台帳 )

第 22 条 管理責任者及び使用責任者は、別記様式第 2 号による船舶台帳( 船歴簿、船舶履歴カード、乗組員名簿、船舶装備品等台帳 ) を備付け整理、保管しなければならない。

( 船舶日誌 )

第 23 条 乗組員は、別記様式第 3 号による船舶日誌を備え、航行又は整備の都度所定事項を記録し、使用責任者の決裁を受けなければならない。

( 燃料受払簿等 )

第 24 条 乗組員は、別記様式 4 号による燃料受払簿及び別記様式第 5 号による消耗品受払簿を備付け、燃料及び消耗品の受け払いの都度整理しておかななければならない。

( 船舶乗組員の指定及び解任報告 )

第 25 条 使用責任者は、第 7 条により、船舶乗組員を指定し又は解任した場合は速やかに別記様式第 2 号( その 5 )により管理責任者に報告しなければならない。

( 船舶活動月報 )

第 26 条 使用責任者は、毎月別記様式第 6 号による船舶活動月報を作成し、翌月 5 月までに管理責任者に報告しなければならない。

( 事故報告 )

第 27 条 使用責任者は、船舶の座礁、衝突その他海上事故が発生したときは、その概況を即報し、事後書面により報告しなければならない。

( 準用規定 )

第 28 条 第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 23 条及び第 27 条の規定は、前条の規定による船舶の応援を受けた場合に準用する。この場合において「使用責任者」とあるのは、「船舶の応援派遣を受けた所属長」と読み替えるものとする。

2 第 9 条、第 11 条、第 27 条の規定は、前条の規定による広域運用の場合に準用する。この場合において「使用責任者」とあるのは、「広域運用調整者」と読みかえる。

附 則

1 この訓令は昭和 51 年 7 月 1 日から施行する。

2 警備用舟艇管理規定 ( 昭和 33 年 2 月 12 日石川県警察本部訓令第 4 号 ) は廃止する。

附 則 ( 平成 3 年 3 月 31 日警察本部訓令第 8 号 )

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 4 年 6 月 30 日警察本部訓令第 13 号 )

この訓令は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号（第18条）

発 第 号 平成 年 月 日	
石川県警察本部長 殿	
（使用責任者） 印	
船 舶 整 備 要 求 書	
船 舶	
修 理 箇 所	
見 積 金 額	
故 障 理 由	
そ の 他	
参 考 事 項	

様式第2号(その1)第22条

船 舶 台 帳

( 船 名 )

石 川 県 警 察 本 部



様式第2号(その3)第22条

(第1面)

船 舶 履 歴 カ ー ド							
船名 _____		平成 年 月 日作成					
都道府県(方面)警察	年 月	年 月	年 月	船 体			
配置警察署	年 月	年 月	年 月	船 質			
所有者	年 月	年 月	年 月	船 型			
船舶番号	年 月	年 月	年 月	総 ト ン 数	トン	トン	
船籍(定けい)港	年 月	年 月	年 月	純 ト ン 数	トン	トン	
航 行 区 域	年 月	年 月	年 月	尺 度	全 長	メートル	メートル
					長 さ	メートル	メートル
幅	メートル	メートル					
深 さ	メートル	メートル					
最 大 速 力	年 月 ノット	年 月 ノット	年 月 ノット	排 水 量	トン	トン	
	年 月 ノット	年 月 ノット	年 月 ノット		き つ 水	メートル	メートル
連 続 最 大 速 力	年 月 ノット	年 月 ノット	年 月 ノット	建 ( 改 ) 造 年 月	年 月	年 月	
	年 月 ノット	年 月 ノット	年 月 ノット	建 ( 改 ) 造 地			
航 続 距 離	年 月 カイリ	年 月 カイリ	年 月 カイリ	建 ( 改 ) 造 会 社			
乗船定員	船 員	年 月 名	年 月 名				
	そ の 他	名	名				
摘 要							

様式第2号(その3)

(第2面)

主 機 関 ( 1 基 )			補 財 機 関			主 要 装 備 ( 設 備 )			
種 類			用 途			無 線 電 話	年 月	年 月	
名 称			種 類			探 照 灯	年 月	年 月	
連続最大出力	PS/RPM	PS/RPM	名 称			拡 声 器	年 月	年 月	
過 負 荷 出 力	PS/RPM	PS/RPM	連続最大出力	PS/RPM	PS/RPM	暖 房 設 備	年 月	年 月	
主 燃 料 種 類			主 燃 料 種 類			調 理 設 備	年 月	年 月	
主燃料消費量	リットル/時	リットル/時	とう 載 年 月	年 月	年 月	便 所 設 備	年 月	年 月	
減 速 比	:	:	推 進 器	直 径	ミリメートル	ミリメートル	救 難 設 備	年 月	年 月
推進軸回転方向	船尾よりみて 回転	船尾よりみて 回転		ピ ッ チ	ミリメートル	ミリメートル	とう 載 艇	年 月	年 月
機 関 番 号				翼 数	翼	翼		年 月	年 月
製 造 年 月				採用年月	年 月	年 月		年 月	年 月

とう載年月	年 月	年 月	燃料タンクの 容量および 個 数	年 月 リットル/個	年 月 リットル/個		年 月	年 月	
製造(納入) 会社				× ×	× ×		年 月	年 月	
摘       要							取  得	年月日	年 月 日
								原因	
								価 格	円
								取得先	
							放  出	年月日	年 月 日
								原因	
								価 格	円
								取得先	





様式第2号(その4)第22条

(写真面)

船名 \_\_\_\_\_

年 月 撮影



(1枚は裏面)

- 注
- 1 船の正横より全体を撮影したもの
  - 2 操舵室より船尾までの甲板上の状況がわかるように斜後方上部より撮影したもの
  - 3 主機関備付の状況を撮影したもの

様式第2号(その5)第22条、第25条

乗組員名簿						
官職	氏名	職務	免状又は資格	船員手帳番号	任命年月日	解任年月日

様式第2号(その6)第22条

船舶装備品等台帳						
品名	番号	規格	数量	配備年月日	取扱責任者	

様式第3号(その1)第23条

船 舶 日 誌

( 船 名 )

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

( 所属名 )

様式第3号(その2)第23条

年 月 日 曜日 天候		風向	乗組員名
航 行 記 録			航 行 の 状 況
航 試 運 行 の 別	航 行	試 運 転	
運 転 開 始 時 間	時 分	時 分	
運 転 終 了 時 間	時 分	時 分	
運 転 時 間	時 分	時 分	
発 港	時 分		
着 港	時 分		
運 転 海 里 数			
速 力			
乗 船 人 員			
用 務			
燃 料 消 費 量			
軽 油		リットル	
ガ ソ リ ン		リットル	
潤 滑 油		リットル	
そ の 他		リットル	





様式第6号(第26条)

(表面)

船舶活動月報									平成	年	月分
区分	警 ら	密 航	密 貿	密 漁	捜 査	救 難	警 備	そ の 他	計		
使用回数									回		
総航行時間									時 分		
主機関 駆動時間									時 分		
航海 里数									海里		
維持費使用状況											
1 燃料数										円	
内 訳	油種	購入量	消費量	残量	消費額						
	軽油	リットル	リットル	リットル	円						
	ガソリン	リットル	リットル	リットル	円						
	油潤油	リットル	リットル	リットル	円						
	その他	リットル	リットル	リットル	円						
2 修繕費										円	
3 その他										円	
維持費合計 (1+2+3)										円	
備考											

海上犯罪発生並びに検挙状況							
区分	罪種別	発生	検挙	区分	罪種別	発生	検挙
刑     法   犯	放火失火			特     別   法   犯	軽犯罪法違反		
	往来妨害				海事関係法令違反		
	艦船覆没				密貿易		
	殺人				不法出入国		
	傷害				漁業関係法令違反		
	強盗				経済統制法令違反		
	窃盗				銃砲刀剣類等所持禁止令		
					火薬類取締法違反		
					外国人登録法違反		
	その他				国際航海制限違反(運輸省令40号)		
					地方条例その他法令違反		
計			計				
その他の活動状況							
区分	件(回)数	区分	件(回)数	区分	件(回)数	区分	件(回)数
注意報告		変死人取扱		急訴事件		現場出動	
職務質問		調査		溺者救助			
自殺未遂者		警衛警護		その他			
避難等救助		一せい取締出動		計			

## 別表

## 船舶点検基準

点検者	点検回数	点検事項
使用責任者	月1回以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲板部               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 舟体関係 舟体各部の清掃及び手入の状況</li> <li>(2) 付属具関係                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 操舵装置の機能及び手入の状況</li> <li>イ 排水装置の機能及び手入の状況</li> <li>ウ 航海器具の機能及び手入の状況</li> <li>エ 係留装置及び防舷設備の機能及び保全状況</li> </ol> </li> <li>(3) 備品関係 救命具、防火具、寝具その他の機能及び保全の状況</li> </ol> </li> <li>2 機関部               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 機関各部の締付、給油及び手入の状況</li> <li>(2) 呼気、排気及び点火時期（燃料噴射時期）の適否</li> <li>(3) 付属ポンプの機能の状況及び配管の異常の有無</li> <li>(4) 濾過器の機能及び手入の状況</li> <li>(5) 減速装置及び反転装置の機能状況</li> <li>(6) スタンチューブの機能の状況</li> <li>(7) 推進器の機能の状況</li> <li>(8) 発電機、配電盤及びバッテリーの機能、保全手入の状況</li> <li>(9) その他計器類、備品、予備品、燃料その他消耗品等の整備及び機能の適否</li> </ol> </li> <li>3 無線通信関係 無線機器の機能及び保全の状況</li> </ol>
乗組員 (複数の場合はその責任者)	機会あるごと (5トン以上の船舶の機関点検は機関長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶の係留状態及び保留装置の異常の有無並びに喚水の状況</li> <li>2 舟体各部の清掃及び手入の状況</li> <li>3 操舵装置の異常の有無</li> <li>4 甲板部の摩擦部その他の給油状況</li> <li>5 無線通信装置の異常の有無</li> <li>6 救命具、消火設備、排水設備及び計器その他の航海器具の異常の有無</li> <li>7 機関の状況</li> <li>8 燃料及び油滑油の量</li> <li>9 バッテリーの液量及びターミナルの接続状況</li> <li>10 ビルチの量の状況</li> <li>11 その他機関部の備品計器類等の機能の状況</li> </ol>